



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.27-11 2016.11.4

柳澤会計RCが諏訪湖マラソンに参加しました

爽やかな秋空の下、10月23日、柳澤会計RC(Running Club)の6名が諏訪湖マラソンに参加しました。スタート時は、風が強く、体感温度は冬を感じさせる寒さだったものの、秋深まる諏訪湖畔を快走しました。参加者の中には故障者や全くトレーニングができていなかった者もいましたが、制限時間内に全員が完走できました。来年も(来年は?)、万全な準備をして、みんなで再び完走を目指したいと思います。



◆◆カレンダー◆◆

2016年11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
2016年12月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
	当番制出勤日					

クラウド会計ソフトのご案内

税理士法人柳澤会計では、会計システムに「クラウド会計ソフト」を推奨し、導入のお手伝いを行っています。

クラウド会計ソフトは、インターネットバンキングから預金データを取り込むことにより、預貯金の会計システムへの入力を自動化することができます。また、レジシステムから売上データを自動的に取り込むことができ、日々の業績確認を会計システムで行うことが可能です。もちろん、インターネット環境があれば、どこでも業績の確認が可能です。

次のような方には特にオススメです。

- ・会計、経理の手間を削減したい。
 - ・業績を日々、確認したい。
 - ・出張が多く、会社の状況が日々把握できない。
- など

興味のある方は、お気軽にご相談ください。

クラウド会計でスマートな経営をしましょう!!



平成28年分 年末調整のお知らせ

今年も年末調整の時期がやってきました。年末調整は、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与総額に係る年税額とを比べ、その過不足額を精算するという大切な手続きです。

■年末調整による源泉所得税の納付期限

納期特例の承認を受けていない・・・1月10日(火)

納期特例の承認を受けている・・・1月20日(金)

■当事務所へ年末調整業務を依頼される方へ

年末調整は平成28年最後の給与支払い時に行うことになっています。

下表をご確認の上、従業員の方へ記入を依頼し回収するようお願いします。

また、当事務所では給与支払報告書、法定調書合計表、償却資産申告書につきましても本年中に業務を開始する予定であります。ご協力をよろしくお願い致します。

【年末調整資料一覧表】

準備資料	注 意 事 項 等
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 扶	①平成28年分・・・平成28年12月31日現在の扶養家族等を再確認してください。 ②平成29年分・・・平成29年1月1日の予定を記入してもらい、回収してください。 ③本年中に採用された方で前職のある人は前職の源泉徴収票を添付してください。
給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 保・配特	①生命保険料控除・・・保険会社発行の生命保険料控除証明書を添付してください。 ②地震保険料控除・・・保険会社発行の地震保険料控除証明書を添付してください。 (注) 旧長期損害保険料のうち一定の金額についても対象となります。 ③社会保険料控除・・・国民年金、国民年金基金の社会保険料控除証明書を添付してください。 (注) 国民健康保険料については、支払領収書や通帳引き落とし額を確認し、記入して下さい。証明書の添付は必要ありません。 ④小規模企業共済等掛金控除・・・掛金払込証明書を添付してください。 ⑤配偶者特別控除・・・配偶者の平成28年分の年間所得の見積額を記入して下さい。
給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書	平成28年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 (注) 住宅借入金等特別控除を受けようとする最初の年分は確定申告が必要です。2年目以降は年末調整により控除を受けることができます。
給与支払明細（賃金台帳等）	①賞与、現物賞与等もれなく記載して下さい。 ②本年中の就職者・退職者の氏名と、就職・退職の日付を記載しておいて下さい。

■平成28年分の年末調整における留意事項等

1. 通勤手当の非課税限度額

平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。

区分	課税されない金額（1ヶ月当たりの合理的な運賃等の最高限度額）	
	改正後	改正前
交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	15万円	10万円
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	改正無	

2. 年末調整関係書類に係るマイナンバー（個人番号）の記載を不要とする見直し

給与の支払者に対して提出する年末調整関係書類のうち、次に掲げる申告書については、平成28年4月1日以後に提出するものからマイナンバー（個人番号）の記載が不要とされています。

- ① 給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書
- ② 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書



マイナンバーの記載を不要とする見直しについて

■平成29年分の給与の源泉徴収事務の留意事項

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等申告書を給与の支払者（2か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。なお扶養控除等申告書には、原則、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバーの記載が必要です。

■一定の要件の下で、申告書にマイナンバーを記載しなくてよい場合

平成29年1月1日以後に給与所得者の扶養控除等申告書等、支払者に対して提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出する本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないものとされました。

なお、申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿（電磁的記録による帳簿も認められます。）に限ります。

■マイナンバーの記載を不要するために備える帳簿について

1. 帳簿の記載事項

- ① 扶養控除等申告書に記載されるべき本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の氏名、住所及びマイナンバー
- ② 帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称及び申告書の提出年月日

2. 一定の税務関係書類の提出を受けて作成された帳簿を備えるために

適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です



事業者は、一定の税務関係書類の提出を受けて帳簿を作成するためには、マイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置に組織として対応していなければなりません。なお、中小規模事業者（事業者のうち従業員100人以下の事業者で一定の事業者を除く事業者）については、特定個人情報等の適正な取扱いに関する安全管理措置の一部について、簡易的な対応を取ることも認められています。

（北原隆幸・原剛志）

WHO が提言 世界のトレンド「健康増税」

ついに日本も“コーラ税”の時代？

世界保健機構（WHO）は10月11日、糖分を多く含む清涼飲料へ20%の「砂糖税」をかけるよう各国に呼び掛けました。世界的に増加傾向にある糖尿病や肥満を防止するため、値上げによって消費を抑えるのがその目的。“健康増進”を理由とした増税は、日本でも「たばこ税」があるなど世界的なトレンドとなりつつあります。WHOが発表した報告書によると近年の糖尿病患者の増加は、糖分が多く含まれる清涼飲料の世界的な普及増が背景にあるとし、仮に清涼飲料に20%の課税をすると消費を2割減らすことが可能だと予測しています。

糖分に税金を課する「砂糖税」はWHOが最初に言い出したことではなく、メキシコやフランスなど一部の国では「砂糖税」が既に導入されています。英国では2018年から1ml中5g以上の糖分を含むソフトドリンクを製造・輸入する企業に「砂糖税」を課することを決定していて税収は年間800億円に上る見込みです。



日本はというと、「砂糖消費税」が1901年に導入され、1989年まで存在していました。昨年、厚生労働省の有識者会議で、増大する社会保障費の財源確保策として砂糖に対する課税が提案されました。消費を減らして糖尿病リスクを抑えると同時に、税収を医療費に充てて財源確保にも役立てることを目論んだものですが、当時あまり検討されることもなくお蔵入りとなりました。

しかし日本でも、同じ“健康増進”を理由として増税され続けている「たばこ税」のような実情があることに加え、法人減税などによって税収を減らす政府が代替財源を求めていること、“健康増税”が世界的なトレンドとなっていることを踏まえれば、WHOのお墨付きという大義を掲げて再び導入論が浮上してくる可能性は非常に高いのではないのでしょうか。導入に当たっては飲料メーカーの強い反発が予想されますが、数年後にはコカ・コーラなどの清涼飲料に20%の「砂糖税」が課せられているかもしれません。

現代社会で企業が生き残るためには、優秀な人材を採用し、育てるだけでなく、その人材に自社で活躍し続けてもらうことが非常に重要です。活躍し続けてもらうためにも企業は、従業員の健康を管理し“健康増進”に取り組む必要があるでしょう。

(山崎泰史)

職員コラム ～ 実は珍しい？ ～

池田祐希

やはり地元の特産物は応援したくなるもので、私も地元のお酒はなるべく最良するようにしています。県内産のお酒といえば日本酒、ワインは全国的にもかなり有名になっているかと思いますが、県内産のウイスキーをご存知の方は意外と少ないのではないのでしょうか？

現在、県内で稼働しているウイスキーの蒸留所は宮田村にある本坊酒造株式会社さんの蒸留所のみとなっています。こちらの蒸留所では「マルス」というウイスキーを主力として複数の商品を展開しています。本坊酒造株式会社さんは元々鹿児島県の企業で、焼酎など様々なお酒の製造をされています。ウイスキーの製造自体は戦後間もないころより行っているとのこと、実は日本のウイスキー製造業者としてはかなりの歴史のある企業です。より良いウイスキー製造の環境を求めて昭和60年に長野県に工場を建てたそうです。ウイスキーの蒸留所は大手の企業の蒸留所を含めても全国に十数か所程度しかなく、地ウイスキーがある都道府県というのは実は珍しいことなのです。

さてウイスキーですが、平成26年から27年にかけて放映されていたNHKの朝の連続ドラマ「マッサン」の影響もあり人気が高まっています。「マッサン」のモデルとなった竹鶴政孝氏が設立したニッカウヰスキーやサントリーといった大手企業のウイスキーはもちろんのこと、大手以外の地方の地ウイスキーもますます注目されています。せっかくなので地元のものを楽しみたいですね。

